

2024 年 12 月 26 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

MARPOL 条約附属書VIの統一解釈（燃料油供給証明書の電子データ）

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 18 規則において、燃料油供給業者が発行する硫黄含有量等の情報を含む燃料油供給証明書（BDN）に関する記載の詳細は付録Vの記載に準ずる等の規定がされており、本会は、当該要件を関連規則に取入れている。

近年、船舶の証書等に関し電子書式が認められている中、2023 年 7 月に開催された IMO 第 80 回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において、PSC 等での利便性を考慮して燃料油供給証明書についても、ハードコピーに加えて電子書式を認める統一解釈が合意され、MEPC.1/Circ.795/Rev.8 として採択された。

今般、MEPC.1/Circ.795/Rev.8 に基づいて、関連規定を改める。

改正内容

燃料油供給証明書の編集、改ざん、変更について保護され、追跡番号、QR コード等による認証が可能である場合、燃料油供給証明書をハードコピーに加えて電子書式も認められる旨を追記する。

施行及び適用

2025 年 1 月 1 日から施行

ID: DD23-26

「MARPOL 条約附属書VIの統一解釈(燃料油供給証明書の電子データ)」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.2 一般要件 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連） <u>-5. 規則 8 編 1.2.3-2.にいう「燃料油の供給者により発行された燃料油供給証明書」については、ハードコピー又は電子書式が認められる。ただし、少なくとも附属書VI付録Vに規定されている情報を含み、規則 8 編 1.2.3-2.に従って、船上に備え置かれ利用できること。また、電子燃料油供給証明書は、編集、改ざん及び変更から保護され、かつ、追跡番号、透かし模様、タイムスタンプ、QR コード、GPS 座標又はその他の検証方法で認証が可能であること。</u> -6. 規則 8 編 1.2.3-4.にいう「本会が適当と認める方法により採取」及び「本会が適当と認める方法により本船上に保管」とは、それぞれ <i>IMO</i> 決議 MEPC.182(59)に従って採取すること及び当該決議で要求される試料のラベルを当該決議に従って本船上に保管することをいう。	海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.2 一般要件 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連） (新規) -5. 規則 8 編 1.2.3-4.にいう「本会が適当と認める方法により採取」及び「本会が適当と認める方法により本船上に保管」とは、それぞれ <i>IMO</i> 決議 MEPC.182(59)に従って採取すること及び当該決議で要求される試料のラベルを当該決議に従って本船上に保管することをいう。	MEPC./Circ.795/Rev.8 12.2

「MARPOL 条約附属書VIの統一解釈(燃料油供給証明書の電子データ)」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1. この改正は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		